

バリアフリー改修工事を行った住宅の翌年分の固定資産税(100㎡相当分に限り)が1年間、1/3減額されます。

内容

改修工事の時期	平成19年4月1日～平成25年3月31日
期間	1年間
減額の概要	バリアフリー改修工事を行った場合に、当該家屋に係る翌年部分の固定資産税額(100㎡相当分まで)の1/3を減額する。

主な要件

①居住者の要件

次のいずれかに該当するものが当該家屋に居住していること。

- ・65歳以上の者
- ・要介護認定または要支援認定を受けているもの
- ・障害者

②対象となる家屋の要件

- ・平成19年1月1日以前から所属している家屋(賃貸住宅を除く)

③対象となる省バリアフリー改修工事の要件

次のいずれかに該当する工事

- (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- (2) 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- (3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴室の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- (4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ・便器を座便式のものに取り替える工事
 - ・座便式の便器の座高を高くする工事
- (5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- (6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含みます。)
- (7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- (8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

④費用の要件

バリアフリー改修工事に要した費用(補助金等※1をもつて充てる部分を除く)の合計が30万円以上であること。

※1: バリアフリー改修工事を含む住宅の増改築等工事の費用に充てる為に地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるもの、介護保険法における居宅介護住宅改修費や介護予防住宅改修費のことをいいます。

手続き

バリアフリー改修工事完了後、3ヶ月以内に下記の書類を添付して市町村に申告してください。

添付書類

- ①固定資産税減額申告書(申告する市町村で取得)
- ②改修工事に係る明細書等(当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの)
- ③納税義務者の住民票の写し
- ④居住者の要件に応じた書類
 - ・65歳以上の人・・・住民票の写し(申告時の現況による)
 - ・要介護及び要支援認定を受けている人・・・介護保険の被保険者証の写し
 - ・障害のある人・・・身体障害者手帳、療育手帳等の写し
- ⑤補助金等を受けた場合: 補助金等の内容を確認できる書類
 - ・居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の給付を受ける場合・・・当該補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

その他、各市町村によっては必要なものもありますので、各市町村の地方税担当課等にお問い合わせ下さい。